

# 令和6年度姫路市新産業創出支援補助金 募集要領

【申請受付期間：令和6年4月16日（火）～令和6年5月20日（月）】

新産業の創出を図るとともに、中小企業者の産業競争力を高めるため、半導体、水素、電池関連製品等の実用化に向けた調査、研究、開発又は実証の取組に対して助成を行います。

## 1 対象者

申請者は、下記「(1) 申請要件」の①又は②を満たし、「(2) 対象外事業者」のいずれにも該当しない者とし（以下「市内中小企業等」という。）。

対象者の要件を満たしていない者の申請書類については、受付できませんので、後日返却します。

### (1) 申請要件

下記①又は②の要件を満たす者が対象です。

①	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主並びに中小企業支援法第2条第1項第4号に規定する中小企業団体であること</li><li>・ 姫路市内に登記上の本店所在地を有する法人（個人事業主にあつては姫路市内に主たる事業所を有する、中小企業団体にあつては姫路市内に主たる事務所を有する）</li></ul>
②	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主並びに中小企業支援法第2条第1項第4号に規定する中小企業団体であること</li><li>・ 姫路市内に新製品・新技術の研究若しくは開発機能を備えた研究所又は工場を有する法人、個人事業主及び中小企業団体</li></ul>

### (2) 対象外事業者

以下に該当する申請者は対象外となります。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- ② 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴

力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

- ③ 本市市税に滞納又は未申告がある者
- ④ 同一と認められる事業内容について、過去に、市、国等の補助金の交付を受けたことがある者（コンソーシアム枠の2か年事業の2年目の申請区分である場合を除く）  
※「3 対象事業」におけるア、イ、ウの区分が、過去に補助金の交付を受けた事業と異なる場合は、「同一と認められる事業内容」には含みません。
- ⑤ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ⑥ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者
- ⑦ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- ⑧ その他、補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

<中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主>

業種	定義
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
② サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
③ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下
④ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下

<中小企業支援法第2条第1項第4号に規定する中小企業団体>

種類		
⑥ 事業協同組合	⑨ 協同組合連合会	⑫ 商工組合
⑦ 事業協同小組合	⑩ 企業組合	⑬ 商工組合連合会
⑧ 信用協同組合	⑪ 協業組合	

## 2 用語の説明

用語名	説明
コンソーシアム	<p>複数の事業者・大学・公的研究機関等が役割分担を明確にし、連携・共同して補助事業を行うグループをいいます。</p> <p>また、財務諸表規則第8条で定義される「親会社」「子会社」のみで構成される場合は、コンソーシアムとはみなされません。</p>
幹事事業者	<p>補助金申請者として、補助事業の統括・執行管理・会計事務について一切の責任を負う「市内中小企業等」をいいます。</p> <p>書類の提出についても幹事事業者が行ってください。</p>
大企業	<p>次に掲げるいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記オからキまでに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>ウ 資本金の額又は出資の総額が5000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>エ 資本金の額又は出資の総額が5000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>
事業者	<p>次に掲げるいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>ア 個人事業主</p> <p>イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>ウ 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定する中小企業団体</p> <p>エ 大企業</p>

用語名	説明
重要鉱物	<p>金属鉱産物のうち、マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン、リン及びウランをいう。</p>

### 3 対象事業

水素関連分野、医療関連分野、環境関連分野、国が指定した特定重要物資（抗菌性物質製剤、肥料、半導体素子及び集積回路、蓄電池、永久磁石、重要鉱物、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る）、可燃性天然ガス、船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る）、コンデンサー・ろ波器）関連分野又は次世代空モビリティ関連分野（ドローン、空飛ぶクルマ）における、製品や技術の実用化に向けた次に掲げるいずれかの取組みを対象とします。

- ア 可能性調査・研究
- イ 実用化に向けた補助対象事業関連製品の研究・開発  
基盤・実用化技術の研究・開発、新製品の開発・試作等
- ウ 新規開発した補助対象事業関連製品の検証  
試験運用・検証研究等

### 4 申請区分

#### (1) 単独枠

補助対象事業を、市内中小企業等が単独で実施する枠です。申請区分は単年度事業のみです。

#### (2) コンソーシアム枠

市内中小企業等が幹事となって構成され、構成事業者のうち2分の1以上が市内の事業者であるコンソーシアムにより補助対象事業を実施する枠です。申請区分は、単年度事業と2か年度事業があります。

【参考】 コンソーシアム枠の構成パターンと可否の例

構成			市内事業者の割合	申請可否	不可理由
幹事事業者	コンソーシアム構成員①	コンソーシアム構成員②			
市内中小企業等	市外事業者（大手、中小又は個人事業主）	—	1/2	○	
市内中小企業等	市外事業者（大手、中小又は個人事業主）	市外事業者（大手、中小又は個人事業主）	1/3	×	市内中小企業等が構成企業の2分の1以下であるため
市内中小企業等	市内事業者（大手）	市外事業者（中小）	2/3	○	
市内中小企業等	大学・公的研究機関	—	1/1	○	
市内中小企業等	大学・公的研究機関	大学・公的研究機関	1/1	○	
市内中小企業等	市外事業者（大手、中小又は個人事業主）	大学・公的研究機関	1/2	○	
市外事業者（大手又は中小）	市内中小事業者等	—	1/2	×	幹事企業が市内中小企業等でないため

※ 「構成事業者のうち2分の1以上が市内の事業者であること」の判定においては、分母分子ともに、コンソーシアム構成員のうち事業者のみを対象とします。大学、公的研究機関等は分母分子に含めません。また、その判定は、事業者の登記上の本店所在地（個人事業主にあっては姫路市内に主たる事業所を有する、中小企業団体にあっては姫路市内に主たる事務所を有するかどうか）が市内であるかどうかで判定します。

## 5 補助金額

申請区分	補助限度額	補助率
単独枠	150万円	2/3 以内
コンソーシアム枠 (単年度事業)	600万円	
コンソーシアム枠 (2か年度事業)	900万円  内訳：1年目…600万円 2年目…300万円	

※ 補助率は3分の2以内とし、1,000円未満は切捨てます。

※ 単独枠は、単年度事業のみです。

※ コンソーシアム枠（2か年度事業）の2年目の補助金は、令和7年度予算の成立を前提とします。また、年度ごとに申請をいただき、助成の可否を決定するため、事業計画の期間を通じて助成を約束するものではありません。

## 6 補助対象経費

経費区分	内容
原材料費等	原材料・副資材の購入に要する経費
装置購入費等	機械装置または工具・器具の購入、レンタル、改良または修繕に要する経費
外注加工費	外注加工、設計委託、ソフトウェア開発委託等に要する経費
試験検査経費	試験検査機関における製品試験検査に要する経費（機械試験、耐久性試験、性能試験、気密試験など）
技術指導費	技術指導の受け入れに要する経費
直接人件費	本補助事業に直接関与する者の直接作業時間に対する人件費 (時間給×直接作業時間数) ※時間給の計算の基礎となるのは給料本給のみとし、手当や賞与は含みません。 ※時間給については、時間給額を明らかにする資料を提出してください。 ※直接作業時間数については、本事業に従事した時間

経費区分	内容
	を記録した勤務記録簿の写しが必要です。
調査経費	各種文献・データ資料の収集・分析等に必要と認められる経費
共同研究費	共同研究契約等にもとづき行う研究・開発・実証に要する経費
通信費	連絡や打ち合わせのための通信や郵送に要する経費
運搬費	機器や機材等の運搬に要する経費
その他の経費	市長が必要と認める経費

※ 飲食費、旅費等については対象となりません。

※ 事業実施に必要な業務のすべてを第三者に委託することはできません。

※ 直接人件費に対する補助対象上限額は、補助対象経費の2分の1以内の額とします。

※ 補助対象経費は、消費税抜きの金額となります。

## 7 補助事業実施期間

交付決定の日から令和7年3月15日までとします。経費の支払い等も含め、期間内に事業を完了させてください。

なお、コンソーシアム枠2か年度事業の2年目の補助事業実施期間は、令和7年度の交付決定日から令和8年3月15日までです。

## 8 申請手続き等

### (1) 交付申請

#### ① 申請期間

令和6年4月16日（火）～令和6年5月20日（月）

#### ② 申請方法と提出先

本補助金は、郵送により申請を受け付けますので、下記までお送りください。提出された書類は返却いたしませんので、必ずご自身で写しをとっておいてください。

<宛先>

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市産業振興課

③ 提出書類

A 単独枠

書類名	説明
ア 補助金等交付申請書【単独枠】（様式第1号）	コンソーシアム枠の申請書（様式第2号）とは異なりますのでご注意ください。
イ 事業者概要書（様式第4号）	詳しい会社概要・取扱製品カタログ等があれば添付してください。
ウ 事業計画書（様式第5号その1～3）	様式第5号その4の提出は不要です。
エ 収支見込書（様式第6号）	金額は税抜で記入してください。
オ 直近の確定申告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合…法人税確定申告書の別表一</li> <li>・ 個人事業主の場合…(B)第一表及び収支内訳書</li> </ul> <p>※税務署受付印が押されていることが必要です。e-Taxの受信通知から確定申告書を印刷した受付日時が印刷されているものでも構いません。</p> <p>※事業開始後1年以内の事業者については、法人は税務署への法人設立届出書、個人事業主は開業届でも構いません。</p>
カ 登記事項証明書の写し（法人のみ）	本店の所在地、法人設立日及び役員名を確認できるもので、申請前6か月以内に発行されたものに限ります。
キ 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）	<p>住所、氏名、生年月日が明確に記載されており、申請日時点で有効期限内のもの</p> <p>※運転免許証、健康保険証など</p>
ク 姫路市税滞納無証明書（原本）	<p>姫路市に納税義務のある者で、3か月以内に発行されたものに限ります。</p> <p>※姫路市役所税務部窓口等で発行していますので、取得される際は、窓口で「滞納無証明書」を取得したい旨お伝えください。</p>

書類名	説明
ケ 課税状況調査同意書	上記姫路市税滞納無証明書を取得される際に、発行できない旨を告げられた者のみ、提出してください。
コ 主たる事業所の所在地を証するものの写し	賃貸借契約書の写しなど。 ※主たる事業所が申請の住所と異なる個人事業主のみ提出が必要です。確定申告書に記載済みの場合は不要です。
サ 研究所又は工場の写真	建物の外観写真と研究・開発の場所の様子がわかる写真 ※姫路市内に登記上の本店所在地を有しない法人のみ必要です。
シ 誓約書（様式第7号）	代表者名を記名（印刷、ゴム印等）される場合は、代表者印の押印が必要です。

## B コンソーシアム枠

書類名	説明
ア 補助金等交付申請書【コンソーシアム枠】（様式第2号）	単独枠の申請書（様式第1号）とは異なりますのでご注意ください。
イ コンソーシアム概要書（様式第3号）	全ての構成事業者について記載してください。
ウ 事業者概要書（様式第4号）	大学・公的研究機関を除く、全ての構成事業者分を提出してください。 詳しい会社概要・取扱製品カタログ等があれば添付してください。
エ 事業計画書（様式第5号その1～4）	2か年度事業の1年目の申請である場合のみ、項目⑦翌年度の事業計画欄の記入が必要です。
オ 収支見込書（様式第6号）	金額は税抜で記入してください。
カ 直近の確定申告書の写し	・法人の場合…法人税確定申告書の別表一 ・個人事業主の場合…(B)第一表及び収支内訳書

書類名	説明
	<p>※幹事事業者分のみ提出が必要です。          ※税務署受付印が押されていることが必要です。e-Taxの受信通知から確定申告書を印刷した受付日時が印刷されているものでも構いません。          ※事業開始後1年以内の事業者については、法人は税務署への法人設立届出書、個人事業主は開業届でも構いません。</p>
<p>キ 登記事項証明書の写し（法人のみ）</p>	<p>本店の所在地、法人設立日及び役員名を確認できるもので、申請前6か月以内に発行されたものに限ります。           ※幹事事業者分のみ提出が必要です。</p>
<p>ク 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）</p>	<p>住所、氏名、生年月日が明確に記載されており、申請日時点で有効期限内のもの          ※運転免許証、健康保険証など           ※幹事事業者分のみ提出が必要です。</p>
<p>ケ 姫路市税滞納無証明書（原本）</p>	<p>姫路市に納税義務のある者で、3か月以内に発行されたものに限ります。           ※姫路市役所税務部窓口等で発行していますので、取得される際は、窓口で「滞納無証明書」を取得したい旨お伝えください。           ※幹事事業者分のみ提出が必要です。</p>
<p>コ 課税状況調査同意書</p>	<p>上記姫路市税滞納無証明書を取得される際に、発行できない旨を告げられた者の分のみ、提出してください。           ※幹事事業者分のみ提出が必要です。</p>
<p>サ 主たる事業所の所在地を証するものの写し</p>	<p>賃貸借契約書の写しなど。           ※幹事事業者が個人事業主で、かつ、主たる事業所が自宅住所と異なる場</p>

書類名	説明
	合において、幹事事業者分のみ提出が必要です。確定申告書に記載済みの場合は不要です。
シ 研究所又は工場の写真	建物の外観写真と研究室の様子がわかる写真 ※姫路市内に登記上の本店所在地を有しない法人のみ必要です。幹事事業者分のみ提出が必要です。
ス 大学・公的研究機関との共同研究に関する契約書、または研究者への依頼書・承諾書の写し	コンソーシアム構成員となる大学・公的研究機関に関して必要です。 契約書は、幹事事業者、大学・公的研究機関双方の押印がなされているものである必要があります。
セ 誓約書（様式第7号）	代表者名を記名（印刷、ゴム印等）される場合は、代表者印の押印が必要です。 ※幹事事業者分のみ提出が必要です。

## (2) 事業プレゼンテーションの実施

6月中旬から下旬頃に、事業の概要や特徴等についてプレゼンテーションを実施していただきます。日程等は申請後にお知らせします。

## (3) 交付事業の決定

申請書類及びプレゼンテーションの内容に基づき審査を行い、7月頃に、交付の可否決定結果を通知します（補助金交付可否決定書（様式第8号））。

**※補助金交付可否決定書に記載された額が補助事業完了報告後に交付する額の上限となります。**

※補助金額は、予算の範囲内で決定しますので、申請額を下回る場合があります。

## (4) 概算払の手続きについて（希望者のみ）

交付決定を受けた事業者は、交付決定額の2分の1を限度に、事業完了前に概算払により補助金の交付を受けることができます。

概算払を希望する場合は、補助金等概算払交付請求書（様式第1

1号)を提出してください。

#### (5) 事業計画の変更手続きについて

交付決定後、以下のいずれかの要件に該当することとなった場合は、速やかに補助事業計画変更(廃止(中止))申請書(様式第9号)を作成し、提出してください。

申請があったときは、申請内容を審査し、審査結果を補助事業計画変更・廃止(中止)承認通知書(様式第12号)にて補助事業者へ通知します。

- ① 補助事業の内容等に変更が生じた場合
  - ② 補助事業を中止または廃止した場合
  - ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合
- ※上記①について、補助事業の内容変更等が軽微な変更である場合は除きますが、軽微な変更にあたるか否かは事前にご相談ください。

#### (6) 事業実績報告書の提出

交付決定事業者は、補助事業完了後10日以内または令和7年3月17日のいずれか早い日までに、以下のものを提出してください。(事業実施期間は令和7年3月15日までです。経費の支払い等も含め、3月15日までに事業は完了させてください。)

- ① 補助事業実績報告書(兼補助事業完了届)(様式第13号)
- ② 収支報告書(様式第14号)
- ③ 経費明細書(完了報告時)(様式第15号)
- ④ 経費明細書類貼付台紙(経費を証明する書類)
- ⑤ 事業実績報告(事業完了プレゼンテーション用の資料)

※ 上記④に、それぞれの経費を証明する書類(領収書の写し等)を添付して提出してください。領収書の宛名は申請者である必要があります。

その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

#### (7) 事業完了プレゼンテーションの実施

完了した事業について、プレゼンテーションを実施していただきます(令和7年3月頃)。

コンソーシアム枠(2か年度事業)の1年目の申請者は、この時に2年目の事業の説明も行っていただきます。

#### (8) 補助金額の確定及び請求

事業実績報告書の提出及び事業完了プレゼンテーションの実施に基づき、補助事業の成果、対象事業費の審査を行い、補助金額を確定するとともに補助金確定通知書（様式第16号）により通知します。

交付決定を受けた事業者は、確定通知書を受領後、補助金等交付請求書（様式第17号）を提出してください。補助金等交付請求書は、令和7年4月10日までに提出してください。

概算払により過払いとなっている場合は、補助金返還命令書（様式第18号）により返還を命じますので、返還をお願いします。

#### (9) その他

- ① 事業実績報告時には、収支報告書に記載した支出経費の全ての領収書の写しを提出いただきます。
- ② 領収書の宛名は、申請者名のみに限ります。
- ③ 領収書の宛名、内訳、領収日や領収印など記入漏れのないようにしてください。
- ④ 支出経費の全ての領収書の写しを提出できない場合は、補助金の全額又は一部が不支給・返還となる場合があります。
- ⑤ 領収書原本は、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しておいてください。
- ⑥ 要綱の規定に違反したときや虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは交付決定を取り消すことがあります。
- ⑦ 当該補助事業に係る帳簿及び書類は、補助期間終了後5年間保存していただきます。
- ⑧ 交付決定時に、交付決定事業者名（コンソーシアム枠の場合はその構成員を含む）、所在地、連絡先及び事業の名称を市のホームページ等により公表することがあります。
- ⑨ 対象者の要件を満たしていない者の申請書類を除き、提出された書類はお返ししません。
- ⑩ 過去において同一の事業内容により、市、国等の他の補助金の交付を受けたことがある者は本補助金の受給対象外です。
- ⑪ この補助事業により取得した財産を、取得した年度の翌年度

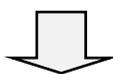
から5年間（総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する処分の制限の期間が5年間よりも長期の場合にあっては、当該期間）は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。

⑫ 審査の判定内容に関する問い合わせについては、応じられませんので御了承ください。

## 9 スケジュール

### 1 交付申請

（申請受付期間：令和6年4月16日（火）～令和6年5月20日（月））



### 2 事業プレゼンテーションの実施（令和6年6月中旬～下旬頃）



市 審査・交付可否決定書発送（令和6年7月上旬頃）



### 3 補助事業実績報告書（様式第13号）の提出

（提出期限：補助事業完了後10日以内または令和7年3月17日のいずれか早い日。ただし、事業実施期間は令和7年3月15日までとなりますのでご注意ください。）



### 4 事業完了のプレゼンテーションの実施（令和7年3月下旬頃）



市 補助金確定通知書（様式第16号）の送付（令和7年3月末頃）



5 補助金交付（様式第17号）の請求（令和7年4月10日まで）



市 口座振込による補助金の交付（令和7年4月頃）

10 問い合わせ

姫路市産業振興課

午前9時から午後5時（土日祝日を除く平日のみ）

電話番号079-221-2506